二　次に掲げる活動により大学又は大学及び高等専門学校（イ及びロにおいて「大学等」という。）における技術に関する研究の成果の実用化を促進する事業

イ　当該大学等が民間事業者その他の者と共同して又はその委託を受けて行う研究等（当該大学等における研究又は当該大学等における技術に関する研究の成果の普及若しくは実用化をいう。）についての企画及びあっせん

ロ　当該大学等における技術に関する研究の成果を活用しようとする民間事業者その他の者と共同して又はその委託を受けて行う当該研究の成果を実用化するために必要な研究開発

**附　則**

この政令は、令和三年四月一日から施行する。

総務大臣　武田　良太
文部科学大臣　萩生田光一
内閣総理大臣　菅　義偉

---

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年一月二十七日

内閣総理大臣　菅　義偉

**政令第十二号**

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律（昭和六十二年法律第四十二号）第五条第三項、第六条及び第十条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令（昭和六十三年政令第五十号）の一部を次のように改正する。

別表第一第八号中

「

| | |
|---|---|
| 素材 | ニッケル黄銅 |
| 品位 | 千分中銅七百二十、亜鉛二百、ニッケル八十 |
| 量目 | 七グラム |
| 形式 |  |
| 直径 | 二十六・五ミリメートル |

」

を